

平成30年（行ウ）第33号 未払賃金請求事件

原告

被告 埼玉県

意見陳述書

2021（令和3）年5月21日

さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 若 生 直 樹

1 公立学校教員の長時間労働の問題は、一向に改善されないまま悪化の一途をたどってきました。

近年の労働実態調査では、全国の教員が、年間を通じて恒常的に、業務量の多さ等に起因して、所定労働時間を大きく上回る長時間労働を余儀なくされているという実態が明らかとなっています。「時間外勤務を命じない」という原則の下、給料月額のおよそ「4%」の「教職調整額」の支給をもって、時間外勤務手当に代えるという給特法の建前には、大きく反する実態が存在するのです。

このような教員の深刻な勤務実態を背景として、2019年度の公立学校教職員の精神疾患による病気休職者は過去最多の5478人にのぼる等、教員の心身の健康が損なわれるような事案も数多く発生しています。教員を志す学生の減少も止まりません。

教員の長時間労働の問題は、深刻な社会問題となっており、勤務環境の抜本的な改善が急務です。

しかし、現場の教員が置かれている状況に、改善の兆しは見られません。原告が本人尋問で述べた「働き方改革というのは、今は言葉だけで

す。」という言葉が、そのことを端的に示しています。

教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やすことを目的として、文部科学省が実施した「#教師のバトン」プロジェクトでも、教員の魅力どころか、過酷な勤務環境を訴える悲痛な声が多数寄せられました。

本訴訟の当事者である被告自身も、現場の教員の勤務実態を十分に調査したとは思えない、実態からかけ離れた主張に終始しています。

原告ら小学校の教員は、子供たちの人格形成に深くかかわる仕事をしており、その役割は極めて重大です。教員が過労死寸前の過酷な勤務環境で働いているという状況は、教員が子供たち一人一人と向き合う時間を奪い、未来の教員はもとより、その教育を受ける子供たちにとっても、悪影響を及ぼすものです。教員らの自己犠牲を前提としたシステムはもう限界に達しています。このような状況が続けば、日本の教育に明るい未来は開かれませんが、今こそ、教員の長時間労働の問題に終止符を打たなければならないのです。

そのためには、無定量の労働を命じられ、残業代による歯止めも全く存在しないという現在の教員の働き方は「違法」であることが、司法によって断罪されなければなりません。

2 給特法は、超勤4項目に該当し、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限り、時間外労働させることを許容した法律です。超勤4項目に該当しない通常業務については、時間外労働をさせることはできません。労基法32条という労働時間の上限規制が適用されるからです。

しかし、実際には、超勤4項目という内容による歯止めが機能せず、無定量な時間外労働が、「自主的・自発的」なものとしてされることで、放置・容認されてきました。このことが、教員の長時間労働問題の温床になっています。

本訴訟において、教員の時間外労働は労基法に違反して違法であること、時間外労働には対価が支払われなければならないことが明らかにさ

れば、教員の勤務環境は、「働き方改革」の言葉だけにとどまらない、真の変革を迫られることとなります。それは、未来の教員や子供たちが置かれる教育環境を大きく改善させることにつながるものです。逆に言えば、原告ら教員が置かれた違法状態を、司法が放置・容認することなど、決してあってはなりません。

3 そして、原告は、本訴訟を通じて、教員が時間外労働を「強いられている」こと、教員の時間外労働は決して「自主的・自発的」なものではないことについて、主張立証を行ってきました。具体的には、

- ・原告は、出勤開始時刻の1時間前である7時30分頃には出勤して業務を開始していたこと

- ・出勤してから児童が下校する16時頃までの間は、授業やその準備、児童の指導・対応、すぐに処理しなければならない事務作業等の業務で手一杯であり、原告に課された事務作業に当てる時間はほとんど確保されていなかったこと

- ・それにもかかわらず、原告には、勤務時間内では到底処理することができない、莫大な質・量の業務が課されていたこと

- ・これらの業務は、職員会議等を通じて原告に義務付けられていたものであること

- ・職員会議等を通じて新たな業務が提案されることにより、原告の業務は無定量に増やされてきたこと

- ・その結果、原告は、長時間かつ恒常的な時間外労働を余儀なくさせられてきたこと

以上のような実態を明らかにしました。

こうした実態からすれば、原告が時間外に従事してきた業務は、労基法上の「労働時間」として認められるべきであり、原告の時間外労働は、労基法32条に違反することが明らかです。

4 この訴訟は、提訴以来、現役の教員、退職教員、教員を志す学生、その他幅広い職種・年齢・立場から、多くの方に支援をしていただきました。多くの方に裁判を傍聴していただいたほか、裁判の報告会や、HP、SNS等様々な媒体を通じて、多数の応援メッセージがありました。

また、教員を志す学生さんたちが中心となって、本訴訟を支援する署名活動やクラウドファンディングの活動を立ち上げていただき、原告の訴えに共感する署名や支援、メッセージが数多く集まりました。ここでは、その全てを紹介できませんが、署名文書の一部を読み上げます。

「年々、教員採用試験の倍率が下がっています。教職の魅力が伝わっていないのではありません。その魅力を上回るほどの負の側面を見て、教員になることを諦めているのです。教員になるために大学に入り、一生懸命勉強してきた学生が、教員になることをためらってしまうような現状があります。

この裁判の判決は、教員の働き方が大きく見直される可能性がある重要なものです。

- ・人間を育てる教員が、人間らしい働き方をできる学校になってほしい。
- ・子どもが、元気で笑顔な先生と共に学べる学校になってほしい。
- ・教員を目指す学生が、安心して教員を目指せる社会になってほしい。

そのために、私たちは学生としてこの裁判を支援し、教員の長時間労働の原因である法律の見直しを求めます。」

このように、本訴訟が提起している問題は、当事者である原告ら教員はもちろん、その教育を受ける子供たちを含めた、全ての人・社会に影響を与える問題であり、多くの方が本訴訟の行く末に関心を持っています。

裁判所におかれましては、原告の訴えを正面から受け止め、教員が違法に働かされている現状を是正・改善し、より良い社会を実現する契機となるような判決を出していただくことを期待します。

以上